

(5) 憲法

〔設問〕

参議院議員の選出方法は、各都道府県を1選挙区（ただし、鳥取・島根及び徳島・高知を1選挙区とする合区を含む。）とする選挙区（148名）と全国を1選挙区とする比例区（100名）から構成される。隣接する2県を1選挙区とする合区が導入されたことで、合区が適用された県に住む人のなかには、都道府県を1選挙区とする他の都道府県民に比し、自分達が住む地域の課題が国政に反映されていないと考える人もいる。そのせいもあってか、合区の対象となった県で、投票率の低下が指摘されており、最高裁判所も判決でそのことを認めている（最大判令和2・11・18民集74巻8号2111頁）。

そこで、提案されているのが、公職選挙法改正により、比例代表選出枠を廃止し、各都道府県より2名ないし4名ずつ選出される議員120名をもって参議院の総定員とするものである。なお、人口が250万人以上の13都道府県に4名、250万人に満たない34県に2名を割り当てている。この提案は、都道府県を選出母体にし、かつ、各都道府県の人口にも一定の配慮を行って、参議院を「地方の『府』」としようとするものである。そして、都道府県を選出母体とすることは、地方自治の本旨（憲法第92条）にも適合し、参議院の独自性を示すもの、と主張する。

上記提案について、以下の「参照条文」を参考にしたうえで、憲法上の論点を指摘し、自己の見解を述べよ。

〈参照条文〉

○日本国憲法

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(6) 民法

以下の事実を前提として、後記の〔設問〕に解答せよ。

【事実】

1. A は、2024 年 4 月 1 日に、所有していた甲土地を、Y に売却することとした。同日、Y は、A に代金 4000 万円のうち半額を支払い、また A は Y に甲を引き渡した。AY 間の売買契約では、(ア) 残代金は、半年ごとに 500 万円ずつ支払うこととして、2026 年 3 月末で払い終えること、(イ) 甲の所有権移転登記手続は、Y から A に代金全額が支払われてから行われること、とされた。
2. Y は、甲で駐車場を開設し、2024 年 6 月から、毎月 50 万円の収益を上げ、(ア) の約定どおりの支払を行っていた。
3. その後、A は、2025 年 6 月 1 日に X に甲を売却し、同日 A から X へ甲の所有権移転登記が行われた。X は甲の購入に先立ち、AY 間で甲の売買契約が締結され、既に A は Y に甲を引き渡したことを知っていた。そこで X は、このことについて A に尋ねたところ、A は、「AY 間で甲の売買契約を締結したが、Y が代金を支払っていないことから、X との契約までにこの契約を解除することを考えている」と説明をし、X もその説明で納得し、それ以上調べることはしなかった。

〔設問〕

X は、2025 年 7 月 1 日に依然として Y が甲を使用していることから、Y に対し甲を引き渡すことを求めた。X の Y に対する当該請求は認められるか。Y からの予想される反論も踏まえて論ぜよ。

(7) 行政法

〈参照条文〉を参考にしつつ、各〔設問〕に答えよ。なお、各〔設問〕は、それぞれ独立した問題である。

〔設問1〕

条例に基づく義務に関し、次の(1)及び(2)について説明せよ。

(1) 行政代執行法に基づく代執行ができるか。なお、委任条例と自主条例の区別を踏まえて説明すること。

(2) 条例によって執行罰を定められるか。

〈参照条文〉

○行政代執行法

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

〔設問2〕

Aは、2023年10月10日午後8時頃、高速自動車国道で普通乗用自動車を運転して走行中、約100m前方の中央分離帯付近から飛び出してきたタヌキとの衝突を避けようとし、急激にハンドルを切った。その結果、車両が中央分離帯に衝突し、Aは死亡した（以下「本件事故」という）。本件事故の現場は、市郊外で周囲が原野であり、付近の道路はほぼ直線で見通しを妨げるものはなかった。

本件事故が発生した区間では、道路に侵入したタヌキが走行中の自動車に接触して死ぬ事故が、2021年に25件、2022年に30件、2023年は本件事故日までに40件発生していた。また、別の区間では、道路に侵入したタヌキとの衝突を避けようとした自動車が中央分離帯に衝突し、その運転者が死亡する事故が、本件事故の7年前に1件発生していた。

本件事故の現場付近の道路には、動物注意の標識が設置されていた。また、動物の道路侵入を防止するため、有刺鉄線の柵と金網の柵が設置されていた。有刺鉄線の柵には、鉄線相互間に20cmの間隔があり、金網の柵と地面との間には10cmのすき間があった。本件道路の管理者が2010年に発行した資料には、タヌキ等の小動物の侵入を防止するための対策として、金網の柵に変更した上、柵と地面とのすき間をなくし、動物が地面を掘って侵入しないように地面にコンクリートを敷くことが示されていた。

Aの相続人は、本件道路の管理者に対し、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償請求をした。この請求が認められるかどうか、判例の考え方を踏まえて論ぜよ。なお本件では、国家賠償法第2条第1項の適用があることを前提とする。

(8) 国際法

LはA国の元大統領である。Lは病気療養のためにA国からB国へと向かう航空機に搭乗していたが、同航空機がエンジントラブルのためにC国の空港に緊急着陸したところ、大統領在任中にA国の領域内でC国人のジャーナリストに対して犯したとされる拷問の容疑で、C国の官憲により逮捕、起訴された。これに対してA国は、(1)受動的属人主義は慣習国際法で認められていないため、C国による管轄権の行使は国際法に違反する、また、(2)Lの容疑は大統領在任中に公的資格で行った行為に関するものであるから、事項的免除が与えられると主張している。

A国は拷問等禁止条約の締約国であるが、C国は締約国でない。

[設問]

A国の主張(1)と(2)についてそれぞれ論じなさい。

〈参照条文〉

○拷問等禁止条約

第1条

1 この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2 (略)

第5条

1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

(c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2～3 (略)